

第90期決算公告

2025年6月26日

東京都港区芝二丁目31番19号
株式会社長谷工不動産ホールディングス
代表取締役社長 松本健

貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位:千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	377,902	流 動 負 債	303,727
現 金 及 び 預 金	294,558	貸 室 事 業 未 払 金	16,499
貸 室 未 収 入 金	14,155	未 払 金	26,571
前 払 費 用	35,497	未 払 費 用	97,380
未 収 入 金	20,229	未 払 法 人 税 等	90,784
そ の 他	13,463	未 払 消 費 税 等	14,064
		預 り 金	7,962
固 定 資 産	37,870,295	前 受 収 益	667
有 形 固 定 資 産	238,858	賞 与 引 当 金	49,800
建 物	65,978	固 定 負 債	298,026
構 築 物	10,796	長 期 未 払 金	236,082
機 械 装 置	9,198	資 産 除 去 債 務	7,563
車 両 運 搬 具	627	株 式 給 付 引 当 金	23,803
工 具 、 器 具 及 び 備 品	11,993	役 員 株 式 給 付 引 当 金	30,579
土 地	140,266	負 債 合 計	601,753
無 形 固 定 資 産	62,766	純 資 産 の 部	
ソ フ ト ウ ェ ア	62,766	株 主 資 本	37,646,444
投 資 其 他 の 資 産	37,568,670	資 本 金	100,000
投 資 有 価 証 券	200	資 本 剰 余 金	20,866,154
関 係 会 社 株 式	27,500,197	資 本 準 備 金	250,000
長 期 貸 付 金	9,938,266	そ の 他 資 本 剰 余 金	20,616,154
繰 延 税 金 資 産	39,410	利 益 剰 余 金	16,680,290
長 期 保 証 金	93,067	そ の 他 利 益 剰 余 金	16,680,290
そ の 他	3,806	繰 越 利 益 剰 余 金	16,680,290
貸 倒 引 当 金	△ 6,276	(うち当期純利益)	(146,955)
		純 資 産 合 計	37,646,444
資 産 合 計	38,248,197	負 債 及 び 純 資 産 合 計	38,248,197

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等…移動平均法による原価法によっております。

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

販売用不動産・不動産事業支出金

個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)によっております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

賃貸用の有形固定資産及びゴルフ場施設の有形固定資産については定額法、その他の有形固定資産については定率法によっております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

(2) 無形固定資産

定額法によっております。

なお、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売掛債権、その他これに準ずる債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 株式給付引当金

従業員に対する株式会社社長谷工コーポレーション株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額について計上しております。

(4) 役員株式給付引当金

役員に対する株式会社社長谷工コーポレーション株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額について計上しております。

5. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点は以下のとおりであります。

(不動産販売事業)

当社では、不動産販売事業としてマンションの分譲販売及び不動産開発・売却等を行っております。

履行義務は、不動産売買取引が完了する一時点で充足するものであり、当該時点において収益を認識しております。

取引価格は顧客との契約により決定しており、対価は当該契約に基づき受領しております。

6. グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。